

DVは犯罪です

相談例

Q 夫は暴力を振るうときもあるけど、優しいときもあります。これってDVなのですか？

A DVにはサイクルがあり、「緊張が高まる時期」「大きな暴力が起きる時期」「優しい時期」を繰り返すことがあります。この「優しい時期」の存在が、被害者がDVから脱することを困難にするひとつの要因だといわれています。

Q DVを受けているのって私だけなのかな…。

A 成人女性の3人に1人が受けているという調査もあります。特別な人だけに起きている問題ではありません。

Q 相談機関に相談したらどんな支援をしてくれるのですか？

A 相談内容と希望に応じて、様々な情報提供や連絡調整をします。まずは相談をしてください。

DVは法的に禁止されています

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）
- 国分寺市男女平等推進条例
- 国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

暴力を受けている人を身近に知っていたら

被害者でなくても
相談してください

＊相談してください＊

国分寺市の相談機関

- 男女平等推進センター
電話で予約をしてください。
相談は無料で秘密はかたく守ります。安心してご利用ください。
■予約電話／TEL.042-573-4378
■受付時間／月～金：8時30分～17時00分
（土・日・祝日・年末年始を除く）
- 女性のためのカウンセリング（1回50分）
毎週火曜日 13時30分～16時30分
- 女性のための法律相談（1回30分）
毎月第1・第3木曜日 13時30分～16時30分
- 福祉事務所
■市役所第二庁舎1階／TEL.042-325-0111（代表）

その他の相談機関

- 東京ウィメンズプラザ
■TEL.03-5467-2455
■9時～21時（年末年始を除く）
※面接相談の予約も受付
- 東京都女性相談センター
■TEL.03-5261-3110
■9時～20時（土・日・祝日・年末年始を除く）
■TEL.03-5261-3911（夜間・休日のみ）
- 東京都女性相談センター多摩支所
■TEL.042-522-4232
■9時～16時（土・日・祝日・年末年始を除く）

緊急の場合には

- 警察110番（事件発生時）
■24時間
生命の安全が最優先です。

〔国分寺市市民生活部男女平等人権課〕
平成20年10月発行

愛と暴力は 違います

あなたは悪くありません。

ひとりで悩まないで。

ひとはだれでも
自由に安心して
生きる権利があります

国分寺市 男女平等推進センター

〒185-0034 東京都国分寺市光町1-46-8
TEL.042-573-4378
E-mail:jinken@city.kokubunji.tokyo.jp

DV ってなに?

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者(事実婚、元配偶者も含む)や親密な関係にある男女間の暴力をいいます。

暴力 ってどんなこと?

- **身体的暴力**…なぐる、ける、物をなげるなど。
- **精神的暴力**…どなる、おどす、何を言っても無視するなど。
- **性的暴力**…性行為を強要する、避妊に協力しない、異常な嫉妬をするなど。
- **経済的支配**…生活費を渡さない、外で働くことを禁じるなど。
- **社会的暴力**…人との交流を制限・監視するなど。

暴力 を受けたら…

- **被害者本人には**…ケガなどの身体的な影響のほか、精神的・社会的な影響を受けます。
- **子どもには**…暴力を目撃した子どもにさまざまな心身の病状が表れることがあります。

デートDV ってなに?

DVは決して大人だけの問題ではありません。高校生や大学生の間で密接な関係にある相手に振るう、からだや心への暴力をデートDVとよびます。たとえば…

- 嫌がっているのにキス、SEXを無理やりする。
- 携帯電話を勝手にチェックする、アドレスや電話番号を消す。
- 友達などの交友関係を束縛する。
- お金を払わせる、バイトを強制する・やめさせる。
- ファッションの好みを押し付ける。
- 「自分はだめな人間だ」と思うように仕向ける。

まずは相談してください

配偶者・交際相手の暴力に悩んだら…

